

むずかしい税務をわかりやすく伝えます！



阿佐ヶ谷の会計事務所
斎藤会計事務所

vol.45 2018年8月号

〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北1-3-8
グリーンパークビル2階
編集長：菅野

斎藤会計通信



代表の言！

義援金と支援金



代表
斎藤 英一

皆様こんにちは。夏休みはいかが過ごされましたか？
私は夏休みをずっと海で過ごしました。現地の人のように
日焼けしました(笑)

しかし今年の夏は危険なぐらい暑いです！ また大雨
と災害が続いています。被害に遭われた方に心よりお見舞
い申し上げます。災害が発生した際、盛んに各団体が寄附
を募りますが、その中には「義援金」と「支援金」があるのを
ご存じでしょうか？ 今回はこの「義援金」と「支援金」に
ついてお話をします。

義援金は被災者に渡される

義援金は、「義援金分配委員会」がとりまとめて、配分対
象被災地の自治体へ送金されます。そこから被災された
方々へ直接募金を渡すものとなります。

**義援金の特徴としては「自治体への寄附として扱われる」
事です。個人が寄附をした場合は「ふるさと納税」の扱いと
なりますので、寄附者の所得・控除によって定められてい
る上限金額までの寄附であれば、自己負担を2,000円で
済ます事ができます。**いわば自分が将来納める税金を、
被災地域の救済のための目的税として納める事ができる
のです。

ただし、計算は「ふるさと納税」と同じ扱いになるため、
別途ふるさと納税をしている場合は、合算した金額で上限
金額を考える必要があります。

支援金は支援団体への活動資金に

支援金は被災者の生活復旧や、避難生活の援助等、各団



体が標榜している活動に使われる募金となります。組織
が活動するにはどうしてもお金が必要ですし、被災者を
助ける細やかな活動という面では、各団体への支援金募
金は大きな力を発揮します。しかし支援金は「団体の活動
費」になりますから、寄附した人は、適切に寄附金を使用
しているかをチェックする必要があるかもしれません。

**個人から公益法人や認定NPO法人への支援金の寄附
は、寄附金税額控除が適用されるケースがあり、通常の寄
附金控除と税額控除の選択適用ができます。また、寄附先
がお住まいの都道府県・市区町村の認定を受けている団
体の場合は、住民税の税額控除が受けられます。**

義援金と支援金、どちらも被災者のために、という寄附
の意義は変わりません。正しい知識と税の控除の仕組み
を知って、効率的に支援を行えると良いですね。

電子申告委任の範囲



電子申告委任の範囲行政手続オンライン化法とその委任

行政手続オンライン化法は、申請、届出を対象としており、この申請、届出に「申告」が含まれるものなのかどうか、明らかではありません。国税通則法では、「申告、申請、請求、届出その他書類」と表現しているので、齟齬があります。

行政手続オンライン化法は、わずか12条の行政横断的な法律なので、網羅的である分、目が粗く、省令に白紙委任的です。委任できる範囲の限界も不明で、旧来の租税法体系なら政令委任になるべきものまで、省令委任になっています。

まして、電子署名を不要とすることまで、省令、その委任での国税庁長官告示で決めてしまうことを、行政手続オンライン化法が委任している、と言えるか、はなはだ疑問です。法人税法の署名押印規定は、その違反に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」を課すもので、その署名押印の代用としての電子署名なのにです。

税理士関与のときの電子証明不要

国税電子化省令第5条では電子署名を義務づけています。署名押印に代わるものだからです。なお、その但し書きがあり、電

子署名不要のケースがあることに触れて告示委任しています。その告示は本来、源泉税の納付のようなケースを前提としているものでした。それなのに、突然、税理士関与での電子申告では、納税者の電子署名は不要で、税理士の電子署名だけでよい、と告示に付け足しています。

その是非はさて置き、電子署名が不要とされるのは、税理士への税務書類作成委嘱者とされているので、それは通常は税務代理権限証書に押印する者としての会社代表者のことであり、経理担当者の電子署名までは不要とされていません。

今年の税制改正で変わる署名押印

ところで、今年の税制改正で、代表者と経理責任者の両方の**自署**押印の規定が廃止されました。その結果、違反者に対する「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則規定も消滅しています。

それで、書面による法人税の申告書から、経理責任者欄がなくなります。電子申告も同じです。代表者欄は、他の税金の申告書と同じで、国税に関しては、国税通則法の規定に拠り、代表者**記名**押印の欄が設けられます。

副業の給料は乙欄課税



副業の給料は乙欄課税柔軟な働き方と副業・兼業の促進

昨年10～12月にかけて実施された厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」では、テレワークや副業・兼業といった柔軟な働き方について、その実態や課題の把握及びガイドラインの策定等に向けた検討が行われました。また、今年1月には「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が作成され、モデル就業規則も改定されました。副業を容認している企業はまだ少なく、一般的なものとはなっていませんが、今後は多様な働き方が認められていくことと思われます。

給与と源泉徴収

会社や個人が、人を雇って給与を支払った場合には、その支払の都度、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引いて国に納めなければなりません。この所得税及び復興特別所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者は、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収税額表に基づいて計算します。源泉徴収税額表は甲欄、乙欄、丙欄の3つに分かれており、正社員などに支給する主たる給与

の支払者からの給与の源泉所得税は、甲欄を適用して計算します。

副業の給与の源泉徴収

甲欄が適用できるのは扶養控除等申告書を提出した主たる給与のみですので、副業の給与は乙欄で課税しなければなりません。乙欄は扶養控除などが認められませんので、甲欄に比べ税率が高くなっています。

月給で支払う場合は月額表の乙欄を、日給で支払う場合は日額表乙欄を適用します。

副業の給与収入がある人の確定申告

副業の給与収入がある人は、その収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超えた場合、確定申告が必要です。一方、それらの合計額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。しかし、確定申告をすることで税金が還付になるケースもありますので、有利な方を選択すると良いでしょう。

あなたは 海派？ 山派？

8月の税理士試験を終えて
夏休みを迎えるこの時期、
旅行や帰省など、社員それぞれ
日ごろのストレスを発散し、
英気を養っているようです。
そこで今回は『夏だ！海だ！山だ！』
夏を満喫するために
行くなら海派か、山派か』を聞いてみました。

海派です。
綺麗な海でアクティビティを
することが、夏の楽しみの
一つでもあるからです。
足立 彩織



山派です。
なぜなら、夏山の緑が
最高に美しいからです。
山の上で頂くコーヒー、
登山後に入る温泉も
素晴らしいです。
安部 さおり



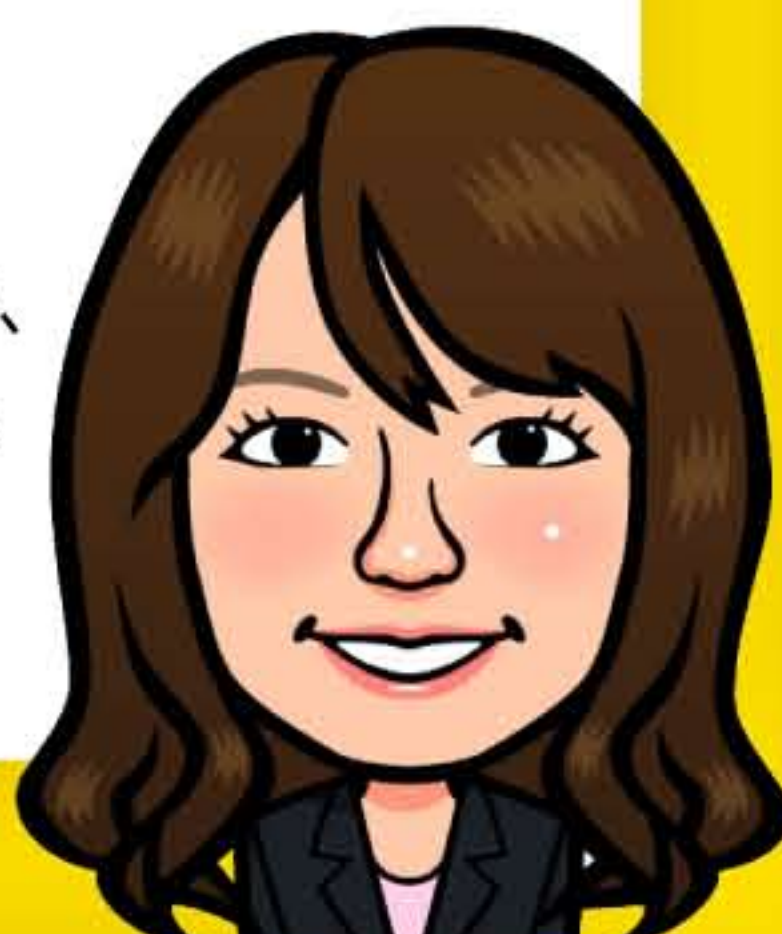
暑いのが苦手なので、
少しでも涼しい山派です。
今夏も那須高原に行きました。
が、山も暑かったです。
もう日本に避暑地は
無いんだなと思いました。
榎本敏宏



海派です。
毎年夏になると
海まで遊びに行きます。
よく海の家の人と
間違えられるくらい
日焼けしてしまいます。
加藤 肇治郎



海派です。
元々泳ぐのが好きなのと、
海の家で食べるラーメンや
かき氷が最高だからです。
ただ、日焼けはしたくないので、
海に行く時は、日焼け止め一本
全て塗ってから行きます☆
川嶋 華奈子



海派です。
どちらかと言うと
山に行く方でしたが、
先日沖縄に行き、
すっかり海に魅了されて
しまいました！！
木ノ内 真未



海派です。
なぜなら、海に入った後に
食べるラーメン、ビールが
最高だからです。
また、暑さに弱いため、すぐに
体を冷やせる所も魅力的です。
菅野 伸哉



海派です。
最近は山登りも好きなのですが、
海派の理由は
マリンスポーツも好きですし、
浜辺でのんびり
できるところも好きです。
高橋 慶子



山派です。
山の緑に囲まれて
深呼吸をすると
非常に癒されます。
高橋 章郎



家派です。
冷房の効いた部屋で、
ガリガリ君をかじりながら
まったりするのが最高です。
友石 光貴



夏は花火派です。
ここ近年花火が大好きです。
浴衣にビールで、
夏の夜を涼んでいます。
田野倉 幸子



山派です。泳げないし、日焼けも怖いので、
どちらかと言うと山かなという感じです。
山登りはつらいので、
ロープウェイかリフトで山頂まで
一気に登り、木もれ陽の中を
散歩するのが私には一番
合っていると思います。
鳥居 陽子



若いころは山派、
その後日焼けの楽しさに
目覚め海派。
ただ40を過ぎてから
肌が耐えられず
山派に回帰しつつあります。
直井 優紀



海派です。
毎年夏は沖縄に行きます。
特に宮古島の海は綺麗で、
癒されます。
そんな海派の私は
8月11日(山の日)
生まれです。
野中 啓佑



海派です、
でも関東の海は汚いので、
どちらかと言うとプール派です。
本当はウォータースライダーを
やりたいんですけど、年齢的に
少し恥ずかしく感じてきたので、
最近は流るプール
ばかりなんです…細水 俊



山派です。
なぜなら私は全く泳げないので、
海に行くよりも
山の方が楽しめそうだからです。
松浦 梓穂



山派です。
実家は未だに電波の通じない
山の中にあるので、山に登ると
落ち着きます。山に入り、
日常から遮断されて
一人取り残されている感覚が
心地よくて好きです。
村上 仁徳



海派です。
大きな海原、青い海を見てるだけで、
気分がはれるからです。普段は
自然から遠ざかっているの、
海で風に当たっている時間が
貴重です。夏に限らず、
年に何回は、行きたいですね。
湯田 隆二



夏は平地派です。
夏の海は日焼けしたくないので
行きたくないですし、
山は虫にさされますし…。
冬はスノボーに行くので、
雪山派です。
和田 健二



税務調査・不正防止に役立つ 自主点検チェックシートの 徹底活用法



「なんで被害者の我々に税金がかかるんだ！」

社長は税務調査官に対し声を荒げた。

「社長は寝耳に水かもしれませんが、社長の知らないところで
商品は売却されているんですよ！」

声を荒げた社長に呼応するように大きな声で調査官は答えた。

これは税務調査の一場面です。社長は社員の不正が発覚してショックを受けたが、さらには税金を支払わなければならない事態に！税理士から原価率がおかしいと警告を受けていたが、社長はそんな売上のアップに直接関係ない、商品管理を軽く見たため、このような事態に…。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、自主点検を行うことにより「内部の不正行為未然防止」や「安心して税務調査を受けることが出来る」等の体制構築も重要な要素となってきます。

このセミナーでは、全国法人会総連合が中心となって作成した「自主点検チェックシート・ガイドブック」をどのようにチェックしていくのか、どのように活用するのかを、わかりやすく解説していきます。

セミナー内容

日時: 平成30年9月21日(金)9:30 ~ 11:30

場所: 杉並区立産業商工会館 杉並区阿佐谷南3-2-19

参加費: 1,000円(会員)、2,000円(一般)

持ち物: 筆記用具、電卓

受講者の対象: 初級

※応募用紙(パンフレット)に関しましては、弊社ホームページよりダウンロードして頂けます。



ラグビーワールドカップまで あと約1年です

税理士の遠藤です。

サッカー W杯日本代表の「半端ねえ！」活躍から月日が流れ、各種競技の世界レベルの大会もめじろ押しですね。

卓球やらバドミントン、競泳、ソフトボール陣等の活躍、夏の高校野球、国体、そしてアジア大会。何やら東京オリンピックに向けて全ての競技が盛り上がり、そしてどんどん結果を残し期待感も高まっています。自分としても本当に嬉しいし、楽しみである事は間違いないのですが、

「あれっ！」やっぱりみんなに忘れられている気が…。

2020年東京オリンピックの1年前にある世界レベルの大会が…。

以前から抱いていた不安がひしひしと感じられてきました。

やはりオリンピックにかき消されちゃうのかなあ～、いや待て、諦めずに伝えていかなければ！

もうすぐラグビーワールドカップ日本開催まで1年をきります。

協会含めもう一度力入れて宣伝していかなければなりません。自分達も頑張っていかなければなりません。このコラムもそこを求めて書き始めたので最後まで訴え続けます。

代表の試合もこの秋から再開します。11月には世界最強オールブラックスを迎え、テストマッチも予定されています。その辺りもまた情報流しますので注目！期待！して下さい。

次回へ続く…

編集後記

7月に斎藤会計事務所の経営計画を行いました。今回は、代表の斎藤が開業してから20周年記念ということで、所員全員で浅草観光に行きました！浴衣姿で雷門・浅草寺付近を散策しました。浴衣が珍しいのか、外国の観光客と一緒に写真を撮ってくれとお願いされました。当日はあいにくの猛暑で

全員バテバテでしたが、観光後半では屋形船に乗り、加藤さんの日舞を見ながら、おいしいご飯を食べ、1日かけて浅草を満喫することができました！当日の様子はFacebookページ(<https://www.facebook.com/saitokaikai>)にアップしておりますので、ぜひご覧ください。



お便り、ご感想
お待ちしております

E-mail saikai3@s-zj.com

HP <https://www.s-zj.com/>

TEL 03-5356-7301

FAX 03-5356-7302



そこが知りたいがっつた
シリーズ

会員以外の方もご参加ください

税務調査・不正防止に役立つ 自主点検チェックシートの 徹底活用法

「なんで被害者の我々に税金がかかるんだ！」社長は税務調査官に対し声を荒げた。

「社長は寝耳に水かもしれませんが、社長の知らないところで商品は売却されているんですよ！」声を荒げた社長に呼応するように大きな声で調査官は答えた。これは税務調査の一場面です。社長は社員の不正が発覚してショックを受けたが、さらには税金を支払わなければならない事態に！税理士から原価率がおかしいと警告を受けていたが、社長はそんな売上のアップに直接関係ない、商品管理を軽く見たため、このような事態に…。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、自主点検を行うことにより「内部の不正行為未然防止」や「安心して税務調査を受けることが出来る」等の体制構築も重要な要素となってきます。

《講座内容》

このセミナーでは、全国法人会総連合が中心となって作成した「自主点検チェックシート・ガイドブック」をどのようにチェックしていくのか、どのように活用するのかを、わかりやすく解説していきます。

記

◎ 日 時 平成30年 9月21日(金) 9時30分～11時30分

◎ 場 所 杉並区立産業商工会館 杉並区阿佐谷南3-2-19

◎ 参 加 費 1,000円(会員)・2,000円(一般) ※当日ご持参ください。

◎ 持 ち 物 筆記用具、電卓

◎ 受講者の対象 初 級

◎ 講 師 税理士・FP 斎藤英一先生(税理士会杉並支部所属)

斎藤 英一(さいとう えいいち) 税理士法人 斎藤会計事務所 代表税理士

地元、阿佐ヶ谷で“会社を元気にする”会計事務所を20年以上営む。幅広いテーマで、わかりやすいセミナーを多数開催。著書には「親子で進める二世帯住宅節税」(幻冬舎)等がある。

◎ 定 員 30名(会員以外の方もおさそいください)

◎ 申 込 方 法 下記申込書にてお申込みください。

※申込後、「参加通知」の連絡はしませんので直接お越しください。

☎ 3312-0912 FAX 5377-2274

(公社)杉並法人会 宛

区分けをチェック☑してください

自主点検チェックシートの徹底活用法

会 員 ☐

一 般 ☐

法 人 名



所 在 地

参加者名